



イーゲルソフトウェア使用許諾契約書

vThrii

Rev.1.3

株式会社イーゲル

目次

第1条（定義）	4
第2条（ライセンスの付与）	4
第3条（ライセンスの期間）	4
第4条（ライセンスの制限）	5
第5条（保証の限定）	5
第5.1条（媒体の保証）	5
第5.2条（性能の保証）	5
第6条（保証の免責）	6
第7条（責任の制限）	6
第8条（知的財産権）	7
第8.1条（ライセンス対象ソフトウェアの著作権）	7
第8.2条（第三者の製品に関する承認）	7
第9条（輸出規制）	7
第10条（本使用許諾契約の解除等）	7
第10.1条（債務不履行解除）	7
第10.2条（契約終了後の処置）	8
第11条（条項の存続）	8
第12条（一般事項）	8
第12.1条（譲渡）	8
第12.2条（適用法の遵守）	8
第12.3条（監査）	8
第13条（権利放棄）	9
第14条（サポートサービスおよび保守）	9
第14.1条（問い合わせ先）	9
第14.2条（サポートサービスおよび保守の内容）	9
第14.3条（サポートサービスおよび保守の除外）	9
第14.4条（情報の取り扱い）	9
第15条（ベンチマーク）	10
第16条（使用制限）	10
第17条（完全な合意）	10
第18条（準拠法および裁判管轄）	10

株式会社イーゲル（以下、「イーゲル」）は、イーゲルソフトウェア使用許諾契約（以下、「本使用許諾契約」）のすべての条項に同意されることを条件として、ライセンス対象ソフトウェア（第1条に定義。以下同様）をご利用になる、個人または法人であるお客様（以下、「お客様」）に対し、ライセンス対象ソフトウェアの使用を許諾します。ライセンス対象ソフトウェアをご使用になる前に、本使用許諾契約の条項をよくお読みください。本使用許諾契約は、お客様とイーゲルとの間を法的に拘束する契約です。ライセンス対象ソフトウェアのパッケージを開封すること、ライセンス対象ソフトウェアの封をはがすこと、または、ライセンス対象ソフトウェアを使用することにより、お客様は本使用許諾契約の条項に同意したものとみなされます。お客様が本使用許諾契約の条項に同意できない場合は、ライセンス対象ソフトウェアのパッケージを開封せず、ライセンス対象ソフトウェアの封をはがさず、かつ、ライセンス対象ソフトウェアをそれ以上使用しないでください。

第1条（定義）

「**ライセンス対象ソフトウェア**」は、オブジェクトコード形式のイーゲルソフトウェア製品を意味し、これには、当該ソフトウェアに含まれるか、当該ソフトウェアとともに使用するために提供される資料、本使用許諾契約に定義する資料も含まれます。

「**サブスクリプション証書**」は、ライセンス対象ソフトウェア向けのイーゲルのサブスクリプションをお客様が購入したことを証明する、イーゲルから送付された証明書を意味します。

「**資料**」は、ライセンス対象ソフトウェアとともにイーゲルが提供するユーザー向け資料を意味します。

「**リビジョンアップ・サポートサービス**」は、ライセンス対象ソフトウェアの不具合修正版を提供する保守を意味します。

「**バージョンアップ・サポートサービス**」は、ライセンス対象ソフトウェアの機能拡張版を提供する保守を意味します。

「**ヘルプデスク**」は、ライセンス対象ソフトウェアの使用方法に関する質問や問い合わせのサポートサービスを意味します。

「**予備機**」は、ライセンス対象ソフトウェアを使用する機器とは別に、ライセンス対象ソフトウェアを使用する機器の障害に備えて、予め準備されている機器を意味します。

第2条（ライセンスの付与）

本使用許諾契約の条項をお客様が遵守することを条件として、イーゲルはお客様に次の権利を付与します。(i) 本使用許諾契約や適用されるサブスクリプション証書に記載されている数量で、お客様が業務を行うためにライセンス対象ソフトウェアを非独占的に使用する権利、(ii) ディザスタリカバリのため（すなわち、ライセンス対象ソフトウェアのプライマリインストールが利用できない場合）に使用したり、インストールしたりできるように、保存のため、ライセンス対象ソフトウェアをインストールしないでコピーを1回だけ行う権利、(iii) ライセンス対象ソフトウェアをインストールした機器の予備機に、サブスクリプション証書に記載された数量を越えて、予めライセンス対象ソフトウェアをインストールする権利。ただし、同時に使用できるライセンス対象ソフトウェアは、サブスクリプション証書に記載されている数量を超えることはできません。

第3条（ライセンスの期間）

本使用許諾契約で付与されるライセンス対象ソフトウェアのライセンスの期間は、サブ

スク립ション証書に記載されている期間限定型であるものとします。ライセンス対象ソフトウェアを非永久的に取得した場合、お客様がそのライセンス対象ソフトウェアを使用する権利は、適用されるサブスク립ション証書に示された終了日に消滅し、お客様はその終了日を以ってライセンス対象ソフトウェアの使用を停止するものとします。

第4条（ライセンスの制限）

お客様は、イーゲルの書面による事前の同意なく、(i) 本使用許諾契約に明示的に記述されている場合以外での、ライセンス対象ソフトウェアの使用、コピー、改変、レンタル、リース、サブリース、サブライセンス、(ii) ライセンス対象ソフトウェアに基づく二次的著作物の作成、(iii) ライセンス対象ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル（適用される法令によって許可され、その法令に厳密に従うことを条件に、互換性を実現するためにライセンス対象ソフトウェアを逆コンパイルする場合以外）、(iv) お客様以外の関係者によるライセンス対象ソフトウェアの使用、(v) サブスク립ション証書を通じて後継のバージョンを使用する権利を別途取得していない場合の、本使用許諾契約が含まれているバージョン以外の後継のバージョンのライセンス対象ソフトウェアの使用、(vi) 本使用許諾契約または適用されるサブスク립ション証書に基づきお客様に許諾された数量を超えた状態でのライセンス対象ソフトウェアの使用などの行為を実行したり、行わせたりすることはできません。

第5条（保証の限定）

第5.1条（媒体の保証）

イーゲルは、ライセンス対象ソフトウェアを有形の媒体を介してお客様に提供した場合、ライセンス対象ソフトウェアが記録されている媒体が、出荷から90日間は、通常の使用で不具合が発生しないことを保証します。イーゲルは、保証期間内であれば、イーゲルに返却された欠陥のある媒体を欠陥のない媒体と無償で交換します。ライセンス対象ソフトウェアが記録されている媒体の不具合が、ライセンス対象ソフトウェアの不正使用によって生じた場合、上記の保証は適用されません。上記が、イーゲルによるこの保証への違反に対する、唯一かつ排他的な救済となります。

第5.2条（性能の保証）

イーゲルは、ライセンス対象ソフトウェアが、イーゲルによって提供された状態でかつ資料に従って使用されている場合、出荷から90日間、資料に重要な点において合致していることを保証します。ライセンス対象ソフトウェアがこの保証に適合せず、お客様

が 90 日間の保証期間内にイーゲルに対し不適合であることを報告した場合、イーゲルは、その裁量により、(i) ライセンス対象ソフトウェアの補修、(ii) ライセンス対象ソフトウェアと同等の機能のソフトウェアとの交換、(iii) 本使用許諾契約の終了およびライセンス料金の返金、のいずれかを選択して実施します。ただし、上記の保証は、不具合が、事故、誤用、不正な修正、改変や機能拡張、または目的外の使用等により発生した場合は適用されません。上記が、イーゲルによるこの保証への違反に対する、唯一かつ排他的な救済となります。

第 6 条（保証の免責）

適用を受ける法律により認められる最大限において、第 5.1 条および第 5.2 条に記載の保証がイーゲルのお客様に対する保証のすべてであり、その商品性、品質、特定目的への適合性、知的財産権の不侵害の黙示的な保証を含む、明示的あるいは黙示的な一切の保証に代わるものです。イーゲルは、ライセンス対象ソフトウェア、アップグレードがお客様の要望にかなうものであること、ライセンス対象ソフトウェア、アップグレードの操作や使用に障害が発生しないこと、または誤りがないことを保証または表明しません。お客様には、国や地域によっては、保証について他の権利が与えられる場合があります。

第 7 条（責任の制限）

適用を受ける法律により認められる最大限において、また、本使用許諾契約で定める救済手段が主たる目的を達することができるかどうかに関わらず、(i) 代替の製品やサービスの調達に係るあらゆるコスト、利益の損失、利用の損失、データの損失または破損、業務の中断、生産の損失、収益の損失、契約の損失、業務上の信用の損失、または予期される省力化や管理および従業員の時間の損失について、また (ii) 本使用許諾契約から直接的または間接的に発生したかどうかに関わらず、特別、派生的、付随的、間接的損害について、イーゲルまたはライセンサー、販売店、サプライヤまたは代理店がかかる損害の発生可能性を通知されていた場合であっても、イーゲルまたはライセンサー、販売店、サプライヤまたは代理店は、お客様に対し、それらの責任を一切負わないものとし、いかなる場合でもイーゲルの賠償責任が、損害賠償請求の原因であるライセンス対象ソフトウェアに対しお客様が支払った代金を超えることはありません。本使用許諾契約のいかなる内容も、過失による死亡や負傷、法律により除外または制限されていないその他の責任に関して、イーゲルの責任を除外または制限するものではありません。上記の責任限定および免責規定は、お客様がライセンス対象ソフトウェア、または

アップグレードを返品するか否かに関わらず適用されます。

第 8 条（知的財産権）

第 8.1 条（ライセンス対象ソフトウェアの著作権）

ライセンス対象ソフトウェアは、イーゲルのソフトウェア製品であり、著作権法によって保護されています。お客様がライセンス対象ソフトウェアを使用する権利は、本使用許諾契約で明示的に付与されている範囲に限定されます。

第 8.2 条（第三者の製品に関する承認）

ライセンス対象ソフトウェアの一部には、第三者のソフトウェアおよびその他の著作物が利用され、または含まれております。当該著作物に関する確認、ライセンス条項および責任制限に関する事項は、ライセンス対象ソフトウェアに関する取扱説明書に記載されており、お客様の当該著作物の使用についてはそれらの各条項が適用されるものとなります。

第 9 条（輸出規制）

お客様は、ライセンス対象ソフトウェアならびに関連する技術データおよびサービス（以下、総称して「規制対象技術」）が、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、米国の輸出入関係法令（特に米国輸出管理規制(EAR)）、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があること認識しているものとします。お客様はこれらの法令等に違反しないことに同意し、これらの法令等に違反していかなる規制対象技術も輸出しないこと、また、輸出許可またはその他の政府承認が必要な国、法人、人物に対して規制対象技術を輸出しないものとします。禁輸国または貿易制裁国への、規制対象技術を含む、イーゲルのすべての製品の輸出または再輸出は禁止されています。お客様は、化学兵器、生物兵器、核兵器、またはこのような兵器を搭載可能なミサイル、無人機、または飛翔体に使用する目的で、いかなる規制対象技術も輸出または販売しないことに同意するものとします。

第 10 条（本使用許諾契約の解除等）

第 10.1 条（債務不履行解除）

お客様が本使用許諾契約に含まれている条項に違反した場合、イーゲルは、本使用許諾契約を債務不履行解除します。

第 10.2 条（契約終了後の処置）

事由の如何を問わず本使用許諾契約が終了した場合、お客様は、ライセンス対象ソフトウェアの使用をすぐに停止し、そのすべてのコピーを破棄するものとします。本使用許諾契約が終了した場合でも、イーゲルは、お客様に対し、ライセンス対象ソフトウェアの残りのライセンスの期間に対するライセンス料金、その他お客様から受領した金銭を一切返金致しません。

第 11 条（条項の存続）

本使用許諾契約の条項である、定義、ライセンスの制限および知的財産の使用に関するその他の制限、所有権、保証の免責、責任の制限、輸出規制、条項の存続、その他については、本使用許諾契約の終了後も存続するものとします。

第 12 条（一般事項）

第 12.1 条（譲渡）

お客様は、契約や法律の執行によるものかどうかに関わらず、書面によるイーゲルの事前の同意なしに、本使用許諾契約により許諾された権利のすべてまたは一部を譲渡することはできません。

第 12.2 条（適用法の遵守）

お客様は、ライセンス対象ソフトウェアの使用に関して適用される法律、規定、規則のすべてを遵守する責任があると同時に、これらを遵守することに同意するものとします。

第 12.3 条（監査）

イーゲルによって選定され、お客様によって合理的に受諾可能な監査人は、適切な通知を行い、通常の営業時間内に、各年に 1 回を上限に、お客様によるライセンス対象ソフトウェアの使用が本使用許諾契約および適用されるサブスクリプション証書に準拠していることを確認するため、お客様の記録や配備を検査することができるものとします。イーゲルは、この監査の費用を負担するものとします。

ただし、監査の結果お客様に使用許諾された範囲を超えてライセンス対象ソフトウェアを使用していることが判明した場合、お客様は、過剰配備されたライセンス対象ソフトウェアに対応した適切な数のライセンスを購入し、その監査にかかった監査人の妥当な実際の料金をイーゲルに返済するものとします。

第 13 条（権利放棄）

本使用許諾契約の条項の一部または全部が違法または執行不可能であることが判明した場合、それらの条項は許容される最大限まで執行されるものとし、本使用許諾契約の残りの条項は効力を有するものとし、本使用許諾契約の違反または不履行の権利放棄は、その後に発生する違反または不履行の権利放棄とはみなされません。

第 14 条（サポートサービスおよび保守）

第 14.1 条（問い合わせ先）

サポートサービスおよび保守は、イーゲルから提示される提供約款に基づいて実施されるものとし、なお、本使用許諾契約と提示される提供約款の内容に差があった場合、本使用許諾契約の内容が優先されます。

第 14.2 条（サポートサービスおよび保守の内容）

ヘルプデスク、リビジョンアップ・サポートサービス、およびバージョンアップ・サポートサービスは、サブスクリプションに含まれるものとし、

第 14.3 条（サポートサービスおよび保守の除外）

以下の事項は、サポートサービス及び保守には含まれません。

- ① お客様の要求によるソフトウェアの追加開発、システム構築に関するコンサルティング、導入時の環境設定又はインストール対応
- ② お客様又は第三者の責に帰すべき事由により生じた不具合への対応
- ③ お客様又は第三者が作成または改変を行ったソフトウェアに生じた不具合への対応
- ④ 天災地変その他、イーゲルの責に帰すべき事由によらずして生じた不具合への対応

第 14.4 条（情報の取り扱い）

お客様がテクニカルサポート要請の一部としてイーゲルに情報を送信する場合は、これをイーゲルから指示されたかどうかに関わらず、適用されるプライバシー法に従って、イーゲルとの当該情報の共有を認可されていることの確認はお客様の責任で行うものとし、当該情報は、エラー分析の実行など、要請されたテクニカルサ

ポートを提供することを目的としてイーゲルにより処理および使用されます。

第 15 条（ベンチマーク）

お客様はライセンス対象ソフトウェアに関連するベンチマークテストまたはその他のテストの結果を、イーゲルの書面による事前の同意なく第三者に開示できません。

第 16 条（使用制限）

お客様は、本使用許諾契約および適用されるサブスクリプション証書によって許諾されたユーザー数で、ライセンス対象ソフトウェアを使用できるものとします。お客様のサブスクリプション証書は、お客様が、当該コピーを作成し、使用する権利を証明するものとします。

第 17 条（完全な合意）

本使用許諾契約および関連するサブスクリプション証書は、ライセンス対象ソフトウェアに関するお客様とイーゲルとの完全かつ排他的な合意であり、その内容にかかわる以前の口頭または書面による通知、提案、表明に優先するものとします。本使用許諾契約は、お客様の発行した発注書、注文書、確認書、その他の文書に条項の矛盾または追加があっても、たとえ署名され返却されたものであっても、それらに優先します。本使用許諾契約は、本使用許諾契約に付随するサブスクリプション証書によってのみ修正することができます。

第 18 条（準拠法および裁判管轄）

本使用許諾契約に関する準拠法は日本国法とします。また、本使用許諾契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。